

令和7年12月4日
健康部生活衛生課

江東区事務手数料条例の見直しについて

1 改正の趣旨

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号、以下「医薬品医療機器等法」という。）の一部改正に伴い、江東区事務手数料条例に条ずれが生じるため、必要な改正を行う。

2 改正の概要

江東区事務手数料条例における「別表第4 保健所関係手数料（第6条関係）」中、「71 医薬品医療機器等法第14条第15項」を「71 医薬品医療機器等法第14条第13項」に改める。

3 今後の予定

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和7年法律第37号）は令和7年5月21日に公布、一部が令和8年5月1日に施行される。

それに対応し、令和8年第1回区議会定例会に改正条例案を提出、法施行日と合わせた施行を予定。